

公益法人税制について

公益法人税制は 2008 年の公益法人制度改革に伴い、改正されました（公益法人制度改革については、参照、60 頁）。

新しい税制では、公益社団法人・公益財団法人は法人税法上、公益法人等とされます。これらの法人は収益事業から生じた所得以外の所得に課税されないなど、普通法人とは異なる取扱いを受けます。みなし寄付金も認められています（その年度の所得金額の最大 50%まで）。

公益法人等とは、法人税法第 2 条第 6 号に定められており、公益社団・公益財団以外に、宗教法人や学校法人などの非営利組織も含まれます。

本文 63 頁の特定公益増進法人は、所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に定める「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する」公益法人等その他の法人で、それらの法人への寄付金支出者への所得税や法人税上の優遇措置があります（特定公益増進法人には PST 基準等はありません）。公益社団・公益財団は全て特定公益増進法人ですが、学校法人などは要件を満たさないと該当しません。ちなみに特定公益増進法人の略称は「特増（とくぞう）」です。